

財 関 第 773 号
平成 19 年 6 月 11 日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達の一部改正について

標記のことについて、「携帯品・別送品申告書(税関様式C第5360号)」を活用することにより、本邦に入国する旅客等の携帯品に係る適正かつ迅速な通関を図るため、下記のとおり改正し、平成19年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

67-4-10について、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。